

# 暮らしの情報箱

はがきなどで  
申し込む場合  
の記入例

- 1 催しなどの名称
- 2 〒住所
- 3 氏名(ふりがな)
- 4 年齢(学年)
- 5 電話番号
- 6 その他必要事項

※費用が記入されて  
いない催しなどは  
原則無料です

## 福祉

### 重症心身障害者通所事業 令和3年度新規利用者募集

通所、食事、排せつ、入浴などの日常生活を支援します。

区内在住で医療的ケアを要し、次のいずれかに該当する重症心身障がいのある方

- ① 令和3年4月1日時点で18歳以上
- ② 令和3年3月31日に特別支援学校高等部を卒業見込み
- ③ 重度の障がいがあるため、障がい者施設などに通所できない

● 通所施設・申込期限

都立北療育医療センター城南分園  
=9月30日

大田生活実習所、池上福祉園、上池台障害者福祉会館=10月30日

※大田生活実習所、上池台障害者福祉会館の令和2年度中の利用についてはご相談ください

☎ 問合せ先へ電話

☒ 地域福祉課障害者地域支援担当

大森 ☎5764-0657 FAX5764-0659

調布 ☎3726-2181 FAX3726-5070

蒲田 ☎5713-1504 FAX5713-1509

糀谷 ☎3743-4281 FAX6423-8838

## こども

### 乳児医療証の更新

10月1日から有効の新しい医療証(淡い緑色)を9月下旬に郵送します。有効期限が過ぎた医療証は処分してください。

☒ 乳児医療証=未就学児(平成26年4月2日以降の生まれ)

☑ 医療証=小学1年~中学3年生(平成17年4月2日~26年4月1日生まれ)

※加入している健康保険や住所、氏名が変更になった方、まだ医療証の交付を受けていない方は、お問い合わせください

☒ 子育て支援課こども医療係

☎5744-1275 FAX5744-1525

### 新小学1年生の就学時健康診断

10月下旬~11月に行います。案内を10月中旬に郵送します。10月16日までに届かない場合はお問い合わせください。

☒ 令和3年4月に区立小学校へ入学するお子さん(平成26年4月2日~27年4月1日生まれ)

※国・都・私立学校への入学が決定しており、区での受診が不要な方は、会場校と問合せ先へ連絡して手続きが必要です

※外国籍のお子さんは学務課学事係で入学手続きが必要です。在留カードが特別永住者証明書を持参してください

☒ 学務課保健給食係

☎5744-1431 FAX5744-1536

### 障がいのあるお子さんの就学相談

保護者・お子さんとの面談、お子さんの行動観察などのご相談をお受けします。

☒ 次のいずれかに該当するお子さんの保護者

① 令和3年4月に小学校へ入学予定で心身に障がいがあると思われる

② 令和3年4月に中学校の特別支援学級か特別支援学校へ入学を希望する

③ 現在小中学校の通常学級に在学中で、特別支援学級か特別支援学校へ転学を希望する

☎ 問合せ先へ電話

☒ 教育センター教育相談室

☎5748-1202 FAX5748-1390

## 健康

### 在宅で医療を受けたい方のために



往診などに関する相談をお受けします。

☒ 区内在住の方とその家族

● 在宅医療相談窓口専用ダイヤル

☎5744-1632(午前9時~正午。休日・年末年始を除く)

※お住まいの地区ごとに相談受付日が異なります

大森地区=火曜、第2・4金曜

田園調布地区=月・木曜

蒲田地区=水曜、第1・3・5金曜

☒ 健康医療政策課地域医療政策担当

☎5744-1264 FAX5744-1523

## 傍聴

### 総合教育会議

☒ 10月19日(月)午後4時から

☒ 区役所本庁舎5階 ☒ 抽選で16名

☒ 当日会場へ

☒ 総務課総務担当

☎5744-1142 FAX5744-1505

## 募集

### ファミリー・サポートおおた 提供会員養成講座(4日制)

育児の援助を受けたい方(利用会員)と手助けをしたい方(提供会員)の会員組織です。講座修了後は、提供会員(有償ボランティア)として活動できます。

☒ 区内在住の20歳以上で心身ともに健康な方

☒ 10月21・22・28・29日午前10時~午後3時(22日は午後3時30分まで)

☒ キッズな大森(29日の午前中はエセなおおた)

☒ 先着9名

☒ はがきか封書(記入例参照)を問合せ先へ郵送

☒ ファミリー・サポートおおた事務局

(〒143-0016大森北4-16-5)

☎5753-1152 FAX3763-0191

### 大田区勤労者共済会

中小企業で働く方やその家族が加入することで各種福利厚生事業への参加、各種給付を受けることができます。

☒ 次のいずれかに該当する方

① 区内の工場・商店・事務所などの中小企業で働く事業主と従業員

② 区内在住で区外の中小企業で働く従業員  
☒ 200円(入会金)、月額500円

☒ 問合せ先へ申込書(大田区勤労者共済HPか

問合せ先で入手可)を郵送か持参

☒ (公財)大田区産業振興協会

☎3733-6107

FAX3733-6122



申込書はコチラ

### 都立看護専門学校入校生

申込方法などの詳細は、問合せ先HPをご覧ください。お問い合わせください。

◆ 一般入学試験

☒ 学校教育法第1条に規定する高等学校か中等教育学校を卒業した(令和3年3月に卒業見込みを含む)か、これと同等以上の学力があると認められた方

◆ 推薦入学試験

☒ 次の全てに該当し、学校長が責任を持って推薦できる方

① 学校教育法第1条に規定する高等学校か中等教育学校を令和3年3月に卒業見込み

② 在学中での成績が一定基準を満たす

③ 卒業後、看護師として都内に就業する意思があり、合格した場合は、入学することを確約できる

◆ 社会人入学試験

☒ 次の全てに該当する方

① 学校教育法第1条に規定する高等学校か中等教育学校を卒業した(令和3年3月に卒業見込みを含む)か、これと同等以上の学力があると認められた

② 卒業後、看護師として都内に就業する意思があり、合格した場合は、入学することを確約できる

③ 令和3年4月1日時点で25歳以上

④ 令和2年4月1日以前から引き続き都内か隣接4県(埼玉・千葉・神奈川・山梨県)

に住所を有するか就業している

☒ 東京都福祉保健局医療人材課

☎5320-4442



詳細はコチラ

### 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

大田区における新型コロナウイルス感染症対策については、区HPに最新情報を掲載しています。公共施設の休止・再開状況や区主催事業の中止・延期などの情報も随時更新しています。ご確認ください。



詳細はコチラ

#### 相談窓口

● 症状がある・感染が疑われる方 / 新型コロナ受診相談窓口

● 大田区相談センター(平日午前9時~午後5時)

☎5744-1360 FAX5744-1524

● 東京都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター ※土・日曜、休日は終日

☎5320-4592(平日(夜間)午後5時~翌午前9時)

● 感染への不安のある方

● 大田区保健所 感染症対策課(平日午前8時30分~午後5時)

☎5744-1729 FAX5744-1524

● 東京都新型コロナコールセンター(平日午前9時~午後10時)

※多言語(日・英・中・ハングル)による相談も可 ※土・日曜、休日も受付

☎0570-550571 FAX5388-1396

### 交通ルール・マナーを守って安全なまちに 秋の大田区交通安全運動 | 9月21~30日

## “世界一の交通安全都市TOKYOを目指して”

一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルール・マナーの実践を習慣づけて、交通事故を防止しましょう。

#### ★子どもを始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保

- 横断歩道の通行、横断禁止場所の横断禁止、信号遵守などの交通ルールを守りましょう。
- スマートフォンなどを使用しながらや、傘を差しながらの自転車運転は禁止です。

#### ★高齢運転者などの安全運転の励行

- 加齢に伴う身体機能の変化を考慮し、スピードを控えたゆとりある運転をしましょう。

#### ★夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転などの危険運転の防止

- 外出時には、明るく目立つ服装を心掛け、反射材を身に付けましょう。
- 暗くなり始めたら、車・自転車ともに必ずライトを付け、近づいていることを歩行者に知らせましょう。
- 飲酒運転・妨害運転(あおり運転)は、悪質で危険です。絶対にやめましょう。

#### ★二輪車の交通事故防止

- 交差点を通過する際は、安全確認をしっかり行いましょう。
- カーブの手前では、十分に速度を落としましょう。



#### 自転車に乗る方へ

~自転車安全利用五則を知っていますか~

- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行(右側通行は禁止)
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間のライト点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認)
- 5 子どもはヘルメットを着用

☒ 都市基盤管理課交通安全・自転車総合計画担当 ☎5744-1315 FAX5744-1527